

農業振興に関する補助事業について（令和6年度）

阿智村では、農業の担い手が不足している中で、現在農業に取り組む皆さんが持続化のための支援や、新規就農者への就農準備から就農後の支援により、農業全体の従事者の確保を図り農業全体の底上げに努めます。また、引き続き遊休荒廃農地の抑制、解消に力を入れます。

また、完熟堆肥「あち有機いきいき」を使った循環型農業を推進し農業所得の向上に努めます。

○ 振興作物栽培者支援事業

有機活用農業振興会員が村の推進する振興作物を販売目的として栽培する時、初年度に要する経費の一部を支援します。

品目	対象経費	補助率、限度額	対象者	備考
振興作物 (下記参照)	ビニールハウス、かん水資材、棚資材	事業費の 1/2 以内 限度額 100 万円	有機活用農業 振興会員	新規・増改植さ れる場合
	種苗購入費			
	消毒用動噴購入費	事業費の 1/4 以内 限度額 2 万円		

★認定農業者は補助率が上がります。(5/10 → 7/10)

★土壌診断、堆肥購入費の一部を補助します（詳しくは産業振興公社Tel45-2130 まで）。

[令和5年度阿智村振興作物]

○ 園芸作物

- ☆ 野菜：きゅうり、アスパラガス、スイートコーン、トマト(加エトマト含む)、イチゴ、みょうが、ピーマン(パプリカ)、ハウレンソウ、ネギ、なす、ズッキーニ
- ☆ 花卉：ダリア、ホウズキ、南天、ケイトウ、デルフィニューム、スノーボール
観賞用唐辛子

○ 果樹：柿、リンゴ、ブルーベリー、梨、ブドウ、桃

○ 農業機械補助金

3年以上継続して農業に取り組む場合の農業機械の購入費の一部を支援します。

対象	補助率、限度額	対象者等
1機 30万円以上の農業機械の購入費 (消費税、輸送費、組立経費除く)	機械導入経費の 3/10 以内 ★認定農業者は 5/10 限度額：個人 50万円、法人 100万円	村内に住所を有し、村内農地で販売・出荷目的で営農する 個人及び法人 有機活用振興会員

新 ○ 農業経営持続化支援事業補助金

修繕費用を支援することで農業経営の持続化を支援します。

対象	補助率、限度額	対象者等
農業用ハウス及び畜舎やそれに付随する設備、農業機械の修繕費用で1件15万円以上の修繕 ※5年以上前に取得したもの	修繕費の 3/10 以内 ★認定農業者は 5/10 上限：1人 100万円	有機活用振興会員かつ販売を目的に営農している農業者

○ **大豆・そば生産振興事業**

遊休荒廃地対策として大豆ソバ栽培を支援します。

対象経費	補助率、限度額	対象者
大豆・そばの出荷数量 に対する価格補てん	出荷数量 1 kg 150 円以内 ※村外 80 円	村内業者に出荷した農業者
コンバイン使用料	事業費の 1/2 以内	農業者

○ **特産品産地形成振興事業**

村の農産物を加工した特産品の原料の産地化に取り組む団体を支援します。

対象品目	補助率、限度額	対象者等
菊芋、にんにく、ヤー コン、加工用トマト	種苗費の 1/2 以内	農業者が組織する団体が 村内業者へ出荷する場合

○ **農業共済等補助事業**

農業共済への加入を促進するため掛金の一部を支援します。

共済名	補助率	対象者等
果樹共済	掛金の 20%	果樹農家
園芸施設共済	掛金の 20%	農作物の栽培を目的としたハウスを所 有している農家
収入保険	掛金の 30%	青色申告を行っている農業者

新 ○ **残農薬適正処理支援事業補助金**

残農薬の不法投棄を防止し適正処理を推進するため処分費の一部を支援します。

対 象	補助率、限度額	対象者等
処分業者へ依頼する処分費用 ※2 万円以上	処分費の 1/2 以内 限度額 20 万円	農業者等

○ **遊休荒廃農地対策事業**

復旧復活の経費の一部を支援します。

対象者	事業内容	補助率、限度額	基準
農業者 団体等	農業委員会が確認した 2 年程度放置された農地の 復旧に要する経費	3 万円以内 /10 a 当たり	5 a 以上、1 回限り、 5 年間耕作継続 ※他人の農地に限る
農業者 団体等	復旧計画に基づく抜根・ 刈り払い等、農地復活の ための経費	10 万円以内 /10 a 当たり	1 a 以上、1 回限り、 5 年間耕作継続

○ **新規就農者支援事業**

- ★就農準備支援として研修中の住宅料の1/2以内（月2万円まで、55歳以下）を支援します。
- ★研修生用住宅あり（詳しくは産業振興公社Tel0265-13-2130まで）。
- ★就農後、国の経営開始資金、経営発展支援の補助金の支給を支援します（年齢等制限あり）。
- ★JA・産業振興公社・長野県と連携して就農前後や農業経営安定のための支援を行います。

○ **果樹農業経営助成事業**

経営の安定を図るため次の経費の一部を支援します。

事業内容	補助率、限度額	対象者
凍霜害対策に要する経費	資材費の1/2	農業者等
減農薬推進に要する経費	資材費の2/10	農業者等

○ **鳥獣被害対策事業**

対象者	基準など	対象内容
集落及び農業者 団体など	共同で有害鳥獣防除柵等の設置を計画している地域	共同で捕獲施設や防護柵等を設置する場合の支援
	鳥獣被害防止緩衝帯整備事業	有害鳥獣類が出にくい山林等の環境整備
26年度に要望した集落	設置の条件を満たして防護柵設置後の維持管理ができること	大規模防護柵の設置

上記補助事業についてのお問い合わせは、※役場建設農林課林務係 Tel43-2220 まで

○ **村単土地改良事業**

対象者	事業内容	補助率または補助額	限度額	備考
農業者 団体等	ほ場整備事業	事業費の6/10以内	30万円/10a	受益面積1団地20a以上
	かんがい排水整備事業	事業費の8/10以内	30万円	
	かんがい用ため池改修事業	事業費の8/10以内	30万円	
	農道等整備事業	事業費の8/10以内	50万円	
	暗渠排水事業	事業費の8/10以内	25万円	1団地5a以上

上記補助事業についてのお問い合わせは、※役場建設農林課管理建設係 Tel43-2220 まで

○ **村単災害復旧事業**

事業	対象	補助額	条件
村単 災害復旧事業 災害復旧自営工事	農地、農業用施設の管理者	事業費の90%以内	法の対象となる災害原因による、農地又は農業用施設災害1箇所の事業費が40万円未満（公共災害以外の箇所）

上記補助事業についてのお問い合わせは、※役場建設農林課管理建設係 Tel43-2220 まで